

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービスA3）

サービスコード		サービス名称	算定概要・要件	給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A 3	1001	訪問型サービスA/回数/1割	生活支援員等による自立支援のための「見守りの援助」及び「生活改善のための家事支援等の援助」を行う。 1回1時間程度。8回/月まで。	90%	251	回	
	1002	訪問型サービスA/回数/2割		80%	251		
	1009	訪問型サービスA/回数/3割		70%	251		
A 3	1003	訪問型サービスA・同一/回数/1割	上記サービスについて 1回1時間程度。8回/月まで。	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 x90%	90%	226	回
	1004	訪問型サービスA・同一/回数/2割			80%	226	
	1010	訪問型サービスA・同一/回数/3割			70%	226	
A 3	1005	訪問型サービスA/月/1割	上記サービスについて 1回1時間程度。9回以上/月。	90%	2,163	月	
	1006	訪問型サービスA/月/2割		80%	2,163		
	1011	訪問型サービスA/月/3割		70%	2,163		
A 3	1007	訪問型サービスA・同一/月/1割	上記サービスについて 1回1時間程度。9回以上/月。	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 x90%	90%	1,947	月
	1008	訪問型サービスA・同一/月/2割			80%	1,947	
	1012	訪問型サービスA・同一/月/3割			70%	1,947	
A 3	1050	訪問型サービスA・初回加算/1割	新規に訪問型サービスに係る計画を作成した利用者に対して、初回の訪問型サービスAを行った日からその日の属する月の末日の間に、(1)又は(2)のいずれかに該当するときに適用。 (1) サービス提供責任者が訪問型サービスを行った場合 (2) 訪問型サービスを行う訪問介護員等にサービス提供責任者が同行した場合	90%	200	月	
	1051	訪問型サービスA・初回加算/2割		80%	200		
	1052	訪問型サービスA・初回加算/3割		70%	200		
A 3	1101	1001 処遇改善加算Ⅰ	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)適用 所定単位数の137/1000 加算	90%	34	回	
	1102	1002 処遇改善加算Ⅰ		80%	34		
	1109	1009 処遇改善加算Ⅰ		70%	34		
A 3	1103	1003 処遇改善加算Ⅰ	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)適用 所定単位数の137/1000 加算	90%	31	回	
	1104	1004 処遇改善加算Ⅰ		80%	31		
	1110	1010 処遇改善加算Ⅰ		70%	31		
A 3	1105	1005 処遇改善加算Ⅰ	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)適用 所定単位数の137/1000 加算	90%	296	月	
	1106	1006 処遇改善加算Ⅰ		80%	296		
	1111	1011 処遇改善加算Ⅰ		70%	296		
A 3	1107	1007 処遇改善加算Ⅰ	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)適用 所定単位数の137/1000 加算	90%	267	月	
	1108	1008 処遇改善加算Ⅰ		80%	267		
	1112	1012 処遇改善加算Ⅰ		70%	267		
A 3	1201	1001 処遇改善加算Ⅱ	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)適用 所定単位数の100/1000 加算	90%	25	回	
	1202	1002 処遇改善加算Ⅱ		80%	25		
	1209	1009 処遇改善加算Ⅱ		70%	25		
A 3	1203	1003 処遇改善加算Ⅱ	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)適用 所定単位数の100/1000 加算	90%	23	回	
	1204	1004 処遇改善加算Ⅱ		80%	23		
	1210	1010 処遇改善加算Ⅱ		70%	23		
A 3	1205	1005 処遇改善加算Ⅱ	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)適用 所定単位数の100/1000 加算	90%	216	月	
	1206	1006 処遇改善加算Ⅱ		80%	216		
	1211	1011 処遇改善加算Ⅱ		70%	216		
A 3	1207	1007 処遇改善加算Ⅱ	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)適用 所定単位数の100/1000 加算	90%	195	月	
	1208	1008 処遇改善加算Ⅱ		80%	195		
	1212	1012 処遇改善加算Ⅱ		70%	195		
A 3	1301	1001 処遇改善加算Ⅲ	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)適用 所定単位数の55/1000 加算	90%	14	回	
	1302	1002 処遇改善加算Ⅲ		80%	14		
	1309	1009 処遇改善加算Ⅲ		70%	14		
A 3	1303	1003 処遇改善加算Ⅲ	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)適用 所定単位数の55/1000 加算	90%	12	回	
	1304	1004 処遇改善加算Ⅲ		80%	12		
	1310	1010 処遇改善加算Ⅲ		70%	12		
A 3	1305	1005 処遇改善加算Ⅲ	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)適用 所定単位数の55/1000 加算	90%	119	月	
	1306	1006 処遇改善加算Ⅲ		80%	119		
	1311	1011 処遇改善加算Ⅲ		70%	119		
A 3	1307	1007 処遇改善加算Ⅲ	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)適用 所定単位数の55/1000 加算	90%	107	月	
	1308	1008 処遇改善加算Ⅲ		80%	107		
	1312	1012 処遇改善加算Ⅲ		70%	107		

龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービスA3）

サービスコード		サービス名称	算定概要・要件	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1601	1001 特定処遇改善加算Ⅰ	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）適用 所定単位数の63/1000 加算	90%	16	回
	1602	1002 特定処遇改善加算Ⅰ		80%	16	
	1609	1009 特定処遇改善加算Ⅰ		70%	16	
A3	1603	1003 特定処遇改善加算Ⅰ	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）適用 所定単位数の63/1000 加算	90%	14	回
	1604	1004 特定処遇改善加算Ⅰ		80%	14	
	1610	1010 特定処遇改善加算Ⅰ		70%	14	
A3	1605	1005 特定処遇改善加算Ⅰ	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）適用 所定単位数の63/1000 加算	90%	136	月
	1606	1006 特定処遇改善加算Ⅰ		80%	136	
	1611	1011 特定処遇改善加算Ⅰ		70%	136	
A3	1607	1007 特定処遇改善加算Ⅰ	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）適用 所定単位数の63/1000 加算	90%	123	月
	1608	1008 特定処遇改善加算Ⅰ		80%	123	
	1612	1012 特定処遇改善加算Ⅰ		70%	123	
A3	1701	1001 特定処遇改善加算Ⅱ	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）適用 所定単位数の42/1000 加算	90%	11	回
	1702	1002 特定処遇改善加算Ⅱ		80%	11	
	1709	1009 特定処遇改善加算Ⅱ		70%	11	
A3	1703	1003 特定処遇改善加算Ⅱ	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）適用 所定単位数の42/1000 加算	90%	9	回
	1704	1004 特定処遇改善加算Ⅱ		80%	9	
	1710	1010 特定処遇改善加算Ⅱ		70%	9	
A3	1705	1005 特定処遇改善加算Ⅱ	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）適用 所定単位数の42/1000 加算	90%	91	月
	1706	1006 特定処遇改善加算Ⅱ		80%	91	
	1711	1011 特定処遇改善加算Ⅱ		70%	91	
A3	1707	1007 特定処遇改善加算Ⅱ	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）適用 所定単位数の42/1000 加算	90%	82	月
	1708	1008 特定処遇改善加算Ⅱ		80%	82	
	1712	1012 特定処遇改善加算Ⅱ		70%	82	
A3	1801	1001 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	コード1001 1002 1009対応 8回/月まで。 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算適用 所定単位数の24/1000加算	90%	6	回
	1802	1002 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		80%	6	
	1809	1009 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		70%	6	
A3	1803	1003 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	コード1003 1004 1010対応 8回/月まで。 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算適用 所定単位数の24/1000加算	90%	5	回
	1804	1004 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		80%	5	
	1810	1010 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		70%	5	
A3	1805	1005 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	コード1005 1006 1011対応 9回以上/月。 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算適用 所定単位数の24/1000加算	90%	52	月
	1806	1006 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		80%	52	
	1811	1011 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		70%	52	
A3	1807	1007 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	コード1007 1008 1012対応 9回以上/月。 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算適用 所定単位数の24/1000加算	90%	47	月
	1808	1008 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		80%	47	
	1812	1012 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		70%	47	

2022年10月より適用